平成28年第1回笠松町議会臨時会会議録

平成28年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

臨時諱	長	9番	船	橋	義	明
議	長	7番	岡	田	文	雄
副議	長	2番	古	田	聖	人
議	員	1番	竹	中	光	重
IJ		3番	尾	関	俊	治
IJ		4番	Ш	島	功	士
IJ		5番	田	島	清	美
IJ		6番	伏	屋	隆	男
IJ		8番	安	田	敏	雄
IJ		10番	長	野	恒	美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町			長		広	江	正	明
副	町		長		JII	部	時	文
教	育		長		宮	脇	恭	顯
総	務	部	長		岩	越		誠
企画環境経済部長			村	井	隆	文		
住民福祉部長				服	部	敦	美	

建設水道部長 那波哲也

教育文化部長 田中幸治

会計管理者

兼会計課長 浅野薫夫

総務課長足立篤隆

企 画 課 長 堀 仁志

住 民 課 長 加 藤 順 子

教育文化課長 天野富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 田島直樹

書 記 朝日純子

主 任 伊藤博史

1. 議事日程(第1号)

平成28年4月1日(金曜日) 午前10時開議

仮議席の指定について

日程第1 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について

追加日程 第31号議案 交通対策特別委員会の設置について

追加日程 第32号議案 公共施設整備調査特別委員会の設置について

追加日程 第33号議案 議会改革特別委員会の設置について

日程第5 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について

日程第6 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第3号選任 交通対策特別委員会委員の選任について

追加日程 第4号選任 公共施設整備調査特別委員会委員の選任について

追加日程 第5号選任 議会改革特別委員会委員の選任について

日程第7 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について

日程第8 第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について

日程第9 第5号選挙 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

日程第10 第29号議案 監査委員の選任同意について

日程第11 第30号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第1号)について

追加日程 閉会中の継続調査申し出について

日程第12 諸般の報告について

○議会事務局長(田島直樹君) 臨時議長の紹介をいたします。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治 法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時議長の職務を行うことになっており ます。出席議員の中で、船橋義明議員が年長の議員でありますので御紹介申し上げます。

[臨時議長 議長席に着席]

○臨時議長(船橋義明君) おはようございます。

御指名いただきました。年長だそうでございます。よろしくお願いします。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでよろしく御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

仮議席の指定について

〇臨時議長(船橋義明君) この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第1 第1号選挙について

〇臨時議長(船橋義明君) 日程第1、第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

[「投票」の声あり]

投票によられたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。 暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時06分

○臨時議長(船橋義明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の 上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[点呼·投票]

投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に4番 川島功士議員、8番 安田敏雄議員の 2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、岡田文雄議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、岡田文雄議員が議長に当選されました。 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された岡田文雄議員が議場におられますので、本席から、会議規則第74 条の規定による告知をいたしたいと思います。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げさせますので、所定欄

に御記入願います。

- 〇議会事務局長(田島直樹君) 笠松町議会議長当選者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町 北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。
- 〇臨時議長(船橋義明君) 岡田文雄議員。
- **〇新議長(岡田文雄君)** 本当に皆さんの御支援、身に余る光栄ということで、本当に皆様方と ともにこれからも議会運営に頑張っていきたいと思います。本当にありがとうございます。謹 んで受けさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○臨時議長(船橋義明君) 岡田文雄議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長(岡田文雄君) この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時56分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第1 議席の指定について

○議長(岡田文雄君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長(岡田文雄君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 尾関俊治議員

9番 船 橋 義 明 議員

日程第3 会期の決定について

○議長(岡田文雄君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第4 第2号選挙について

○議長(岡田文雄君) 日程第4、第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

[「投票」の声あり]

投票によられたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の 上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

[点呼·投票]

投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に5番 田島清美議員、6番 伏屋隆男議員の 2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

前へお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、古田聖人議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、古田聖人議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選されました古田聖人議員が議場におられますので、本席から、会議規 則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げさせますので、所定欄 に御記入願います。

- ○議会事務局長(田島直樹君) 笠松町議会副議長当選者、氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。
- 〇議長(岡田文雄君) 古田聖人議員、一言。前へお願いいたします。
- **〇新副議長(古田聖人君)** 皆様方のおかげで、推挙していただきありがとうございます。

今後は、議長を支えるとともに、議会の裏方として議員各位の融和を図るとともに、執行部の皆様方とも協力しながら、笠松町の発展のために、微力ではございますが頑張っていきたいと思いますので、今後とも御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長(岡田文雄君) よろしくお願いします。

この際、1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時11分 再開 午後1時28分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。ただいま尾関俊治議員ほか1名から、第31号議案 交通対策特別委員会の設置について、古田聖人議員ほか1名から、第32号議案 公共施設整備調査特別委員会の設置について、船橋義明議員ほか1名から、第33号議案 議会改革特別委員会の設置についての議案が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第31号議案 交通対策特別委員会の設置について、第32号

議案 公共施設整備調査特別委員会の設置について及び第33号議案 議会改革特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして議案を配付いたさせます。

[議案配付]

議案の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

追加日程 第31号議案から追加日程 第33号議案までについて

〇議長(岡田文雄君) 第31号議案 交通対策特別委員会の設置について、第32号議案 公共施 設整備調査特別委員会の設置について及び第33号議案 議会改革特別委員会の設置についてを 議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記(朝日純子君) 第31号議案 交通対策特別委員会の設置について。

交通対策特別委員会の設置についてを次のとおり発案する。平成28年4月1日提出。提出者、 笠松町議会議員 尾関俊治。賛成者、笠松町議会議員 田島清美。

第32号議案 公共施設整備調査特別委員会の設置について。

公共施設整備調査特別委員会の設置についてを次のとおり発案する。平成28年4月1日提出。 提出者、笠松町議会議員 古田聖人。賛成者、笠松町議会議員 川島功士。

第33号議案 議会改革特別委員会の設置について。

議会改革特別委員会の設置についてを次のとおり発案する。平成28年4月1日提出。提出者、 笠松町議会議員 船橋義明。賛成者、笠松町議会議員 安田敏雄。

○議長(岡田文雄君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いします。

尾関俊治議員。

○3番(尾関俊治君) 第31号議案について、提案理由の説明をいたします。

第31号議案 交通対策特別委員会の設置については、平成8年に設置されて以来、道路・交通環境の整備に関する事項について必要な調査を行うことを目的として、改選の都度設置されております。

今期においても、引き続き道路・交通環境の整備に関する事項の調査が必要と考え、交通対 策特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(岡田文雄君) 続きまして、古田聖人議員。
- ○2番(古田聖人君) 第32号議案について、提案理由の説明をいたします。

第32号議案 公共施設整備調査特別委員会の設置については、平成4年に設置されて以来、 公共施設整備に関する事項について必要な調査を行うことを目的として、改選の都度設置され ております。

今期においても、引き続き公共施設整備に関する事項の調査が必要と考え、公共施設整備調査特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- ○議長(岡田文雄君) 続きまして、船橋義明議員。
- ○9番(船橋義明君) 第33号議案について、提案理由の説明をいたします。

第33号議案 議会改革特別委員会の設置については、平成24年に設置されて以来、議会機能 強化を図ることに必要な調査を行うことを目的として設置されております。

今期においても、議会改革に関する事項の調査が必要であると考え、議会改革特別委員会の 設置を提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岡田文雄君) どうもありがとうございます。

お諮りいたします。この際、第31号議案、第32号議案及び第33号議案につきましては先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第31号議案、第32号議案及び第33号議案につきましては、 先議することに決しました。

第31号議案、第32号議案、及び第33号議案については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第31号議案、第32号議案、及び第33号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第31号議案、第32号議案及び第33号議案は原案のとおり可 決されました。

ただいま設置されました各特別委員会委員の選任は、日程第6、第2号選任の次といたした いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第3号選任、第4号選任及び第5号選任につきましては、

日程第5 第1号選任及び日程第6 第2号選任並びに追加日程 第3号選任から追加日程 第5号選任までについて

○議長(岡田文雄君) 日程第5、第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任、日程第6、第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任、第3号選任 交通対策特別委員会委員の選任、第4号選任 公共施設整備調査特別委員会委員の選任、及び第5号選任 議会改革特別委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたします。

お諮りいたします。各常任委員会委員、議会運営委員会委員、交通対策特別委員会委員、公共施設整備調査特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員に次のお方を指名したいと思います。総務文教常任委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、伏屋隆男議員、尾関俊治議員、竹中光重議員。次に、民生建設常任委員会委員、船橋義明議員、岡田文雄議員、田島清美議員、川島功士議員、古田聖人議員。次に行きます。議会運営委員会委員、長野恒美議員、船橋義明議員、安田敏雄議員、古田聖人議員。交通対策特別委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、田島清美議員、尾関俊治議員。公共施設整備調査特別委員会委員、船橋義明議員、伏屋隆男議員、川島功士議員、古田聖人議員、竹中光重議員。議会改革特別委員会委員につきましては、委員の定数が10人でありますので笠松町議会議員全員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会 委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時43分 再開 午後 2 時50分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第7 第3号選挙から日程第9 第5号選挙までについて

○議長(岡田文雄君) 日程第7、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙、日程第8、第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙、日程第9、第5号選挙 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思いま す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員、船橋義明議員、安田敏雄議員、川島功士議員。岐阜県地方競馬組合議会議員、船橋義明議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、田島清美議員、川島功士議員。木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、船橋義明議員、川島功士議員。関係市町の長の推薦に基づかない者、尾関俊治議員、竹中光重議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま広域連合議会議員及び一部事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせます ので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長(田島直樹君) 羽島郡広域連合議会議員当選者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

岐阜県地方競馬組合議会議員当選者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、 生年月日、昭和15年9月29日。氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月 日、昭和18年3月9日。氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和 17年11月7日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月 20日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、船橋 義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。氏名、川島功士、住 所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。 氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、生年月日、昭和39年12月16日。

○議長(岡田文雄君) この際、報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定されました。

総務文教常任委員会委員長、尾関俊治議員、副委員長、長野恒美議員。

民生建設常任委員会委員長、古田聖人議員、副委員長、田島清美議員。

議会運営委員会委員長、船橋義明議員、副委員長、長野恒美議員。

交通対策特別委員会委員長、安田敏雄議員、副委員長、田島清美議員。

公共施設整備調査特別委員会委員長、川島功士議員、副委員長、古田聖人議員。

議会改革特別委員会委員長、安田敏雄議員、副委員長、川島功士議員。

次に、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育施設運営 委員会委員、政治倫理審査会委員及び都市計画審議会委員にそれぞれのお方を推挙することに 決定いたしました。

国民健康保険運営協議会委員、お名前を申し上げます。長野恒美議員、安田敏雄議員、尾関 俊治議員、古田聖人議員、4名です。

社会教育委員、長野恒美議員、1名であります。

公民館運営審議会委員、田島清美議員、1名。

体育施設運営委員会委員、竹中光重議員、1名。

政治倫理審査会委員、長野恒美議員、岡田文雄議員、尾関俊治議員、3名。

都市計画審議会委員、伏屋隆男議員、田島清美議員、古田聖人議員、3名です。

なお、ここでそれぞれのお方の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、これより配付いたします用紙の所定欄に御記入を願います。

○議長(岡田文雄君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時02分 再開 午後3時03分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

○議会事務局長(田島直樹君) 笠松町国民健康保険運営協議会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148

番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

笠松町社会教育委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。

笠松町公民館運営審議会委員、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。

笠松町体育施設運営委員会委員、氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、 生年月日、昭和39年12月16日。

笠松町政治倫理審査会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

笠松町都市計画審議会委員、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

〇議長(岡田文雄君) 以上、御了承願います。

この際、暫時休憩をいたします。

差しかえをしたい書類がございますので。

休憩 午後3時08分 再開 午後3時09分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第10 第29号議案及び日程第11 第30号議案について

○議長(岡田文雄君) 日程第10、第29号議案から日程第11、第30号議案までの2議案を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記(朝日純子君) 第29号議案 監査委員の選任同意について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、次の者を監査委員に選任 したいから町議会の同意を求める。平成28年4月1日提出、笠松町長 広江正明。

記、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。 お手元の議案の10ページをお開きください。

第30号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第1号)。

平成28年度笠松町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,907万2,000円とする。

- 2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年4月1日提出。
- 〇議長(岡田文雄君)提案理由の説明を求めます。広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、本日提出させていただきました案件について御説明をしたい と思います。

まず、本日提出をさせていただいた案件は、監査委員の選任同意が1件と平成28年度の笠松 町一般会計補正予算の1件であります。

このうち、第29号議案の監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の 規定に基づき、監査委員に船橋義明議員を選任いたしたく、町議会の同意を求めるものであり ます。

また、第30号議案の一般会計補正予算につきましては、副町長より詳細を説明いたさせます ので、御審議の上、御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(岡田文雄君) 川部副町長。
- **○副町長(川部時文君)** それでは、第30号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正額は647万2,000円でございます。

13ページをお開きいただきたいんですが、歳出のほうでございますが、第2款 総務費、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費で、計47万2,000円の増額補正をさせていただきます。マイナンバーカードの交付事務に関して、職員の時間外勤務手当を27万9,000円、臨時雇用職員の雇用に係る賃金を19万1,000円、そして共済費で社会保険料を2,000円増額させていただくものであります。全て国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金を充当させていただきます。

これに関しましては、平成28年2月1日付の専決処分により同様の内容の予算措置を行い、 繰越明許費補正により平成28年度に繰り越すこととしたところでございますが、専決処分後に 国のほうから通知がございまして、臨時雇用職員の雇用に係る費用につきましては27年度国庫 補助の対象とならないことが判明したことに伴い、繰り越すこととした予算を不執行とするこ ととし、今回改めて28年度予算において予算計上させていただくものでございます。

そして、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費で委託料を600万円追加させていただきます。今年度も、株式会社光製作所の御厚意により光文庫読書感想文の放送

事業を継続することになりました。内容としては、同社からの寄附を活用させていただき、笠松町内の小・中学校の児童・生徒から光文庫図書を読んで書いた読書感想文を募集し、毎月優秀作品をラジオ番組で放送するとともに、年度末にはその作品の中からさらに優秀作品を選定してテレビ番組で表彰するといった事業であり、これを株式会社岐阜放送に番組の制作及び放送業務を委託するため委託料を増額させていただくものであります。

なお、御承知だと思いますが、ラジオ放送番組は「Let's enjoy 光文庫」でございまして、毎月第1土曜日が小学校低学年の部、第2土曜日が高学年の部、そして第3土曜日が中学校の部でございまして、いずれも放送時間は9時45分から50分までの5分間であります。なお、テレビ番組の放送につきましては、平成29年3月下旬に予定されておりまして、表彰式等の模様が放送されるものでございます。

歳入につきましては、ただいま歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させてい ただきます。

年度当初からの補正で申しわけございませんが、よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岡田文雄君) お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

〔9番 船橋義明君退場〕

第29号議案 監査委員の選任同意については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと 思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり同意することに決しました。

[9番 船橋義明君入場・着席]

決しましたので、お願いします。

- **〇9番(船橋義明君)** それでは、監査委員ということで重大な任務をいただきました。また、 町の財政全面におきまして、厳しく監査したいと思っております。よろしくお願いします。
- ○議長(岡田文雄君) 第30号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第1号)についての 質疑を許します。

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) ここに掲げられました職員手当としての時間外勤務、このものに異議があるわけではないんですけれど、この補正予算で組まれた範囲での時間外というのはどれぐらい、1人当たりにして何時間ぐらいずつになると見込まれているのか。

それから、臨時職員の賃金というのは、お1人か何人か雇われてなのか。

それから、この全体の戸籍住民基本台帳の関係で、今事務費というか、この年度の中での事業が、マイナンバーを登録した人たちについてはどれぐらいになるという見通しを立てていらっしゃるのか、お尋ねします。

- 〇議長(岡田文雄君) 服部住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(服部敦美君) それでは、お答えします。

まず、時間外手当のほうですけれども、1人当たり10時間で、5人分の3カ月分を組んでおります。

続きまして臨時雇用職員ですが、1人を予定しております。

あと、全体の中の割合なんですけれども、今のところまだ未定で、どれぐらいかというのは ちょっとわかっておりませんというか、ちょっと出しにくいところです。以上です。

○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

先ほど、議会運営委員会委員長より、定例会及び臨時会の会期等について、並びに能率的な議会運営の方途について調査するため、会議規則第53条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして当申出書の写しを配付させていただきます。

[議案配付]

追加日程 閉会中の継続調査申し出について

- **〇議長(岡田文雄君)** ただいま配付いたしました申出書を書記をして朗読をいたさせます。
- **〇書記(朝日純子君**) 笠議運第3号、平成28年4月1日、笠松町議会議長 岡田文雄様、議会 運営委員会委員長 船橋義明。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、下記事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、会議規 則第53条の規定により申し出ます。

- 記1. 件名、次期定例会及び臨時会の会期等及び能率的な議会運営の方途について。
- 2. 期間、委員の任期中。
- ○議長(岡田文雄君) お諮りいたします。ただいまの委員長からの申し出のとおり、閉会中の 継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第12 諸般の報告について

O議長(岡田文雄君) 日程第12、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

- ○議会事務局長(田島直樹君) それでは、2点報告させていただきます。
 - 1点目は、監査委員より平成28年1月分及び2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。
 - 2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって岐南町議会議長にかわりました。なお、副会長につきましては笠松町議会議長であります。以上です。
- 〇議長(岡田文雄君) 以上、御了承願います。

閉会の宣告

○議長(岡田文雄君) これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。どうも1日お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時28分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証 するため、ここに署名する。

平成28年4月1日

蹈	語時議	長	船	橋	義	明
證	全 发	長	岡	田	文	雄
詩	生	Ę	船	橋	義	明
諱	长	員	尾	関	俊	治